

小値賀町議会第四回定例会は、平成十四年十二月十七日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十四名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
岩 伊 横 立 黒 坂 中 山 近 吉 中 岩 柳 川
坪 藤 山 石 崎 井 村 本 藤 元 村 永 山 村
義 忠 弘 隆 政 範 勝 徳 一 二 守 長 章
光 之 蔵 教 美 三 徳 蔵 輝 夫 正 義 人 雄

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	住	農	水	建	税	診	空	教
長	役	入	育	務	民	林	産	設	務	療	港	育
				課	課	課	商	課	課	所	管	次
							工			事	理	長
							課			務	事	
										務	務	
										所	所	
										長	長	

近	北	岩	坂	松	福	中	神	西	山	大	筒	平
藤	村	坪	井	永	田	谷	川		田	黒	井	野
信	勝	健	一						浩	憲	泰	英
功	義	吾	誠	等	功	清	三	道	三	敏	之	久

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長
議会議務局書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十四年十二月十七日（火曜日）

午前十時

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（中村勝徳議員・山本徳蔵議員）
- 第二 会期決定
- 第三 行政報告
- 第四 一般質問
- 第五 議案第五十六号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第六 議案第五十七号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第七 議案第五十八号 小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例（案）
- 第八 議案第五十九号 小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）
- 第九 議案第六十号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について
- 第十 議案第六十九号 工事請負契約の変更について（小値賀小中学校教職員住宅建築工事）
- 第十一 議案第六十一号 平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）

午前十時開会

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十四年小値賀町議会第四回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、七番・中村勝徳議員、八番・山本徳蔵議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から十二月十八日までの二日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から十二月十八日までの二日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありましたので、町長の発言を許します。

町長

町長（近藤 功） 本日に、平成十四年小値賀町議会第四回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にて、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降今日までの町政の重要事項について、ご報告を申し上げますと共に、当面する諸問題につい

ての所信を申し述べたいと存じます。

まず市町村合併につきましては、第五回目の任意合併協議会が今月二十六日に開催される予定になっておりますが、その間の協議会の状況等につきましては、館報等で町民の皆様にもお知らせをしております。

近日中に中間報告が出ることになっておりますので、これも皆さん方にお知らせをいたしたいと考えております。

又私、今後、合併問題については中立ということでありまして、条件にもよるといふことを付け加えさせていただきます。ということ、合併問題の決着を私見届けたいと考えておりますので、今までのいきさつもあります。もう一度町長として出馬をいたしたいと考えているところでございます。

住民課関係について申し上げます。

高齢者が安心して生活を送れるように支援するため建設いたしました、高齢者生活福祉センター「たんぼぼ荘」も、入居開始から八ヶ月が過ぎ二〇名の方がお互いに助け合いながら過ごしていただいております。

又、介護予防拠点整備の一環として建設をいたしました、大島地区の「和楽苑」並びに「前方ふれあい館」も多くの方々に利用していただいておりますが、今後も高齢者の憩いの場として、活用していただきたいと思いますと思っております。

平成十二年度から施行されました介護保険制度も二年九ヶ月が経過いたしました。十一月末日で一七二名の方が要介護認定を受け、このうち四七名が施設サービスを利用し、それ以外の方については、訪問介護、通所介護、訪問入浴、ショートステイ等の在宅サービスを利用いたしております。

又、平成十五年四月からは、第二期介護保険事業が始まりますので、今後も利用者のニーズに合ったサービスを提供していきたいと考えております。

農林課関係について申し上げます。

昨年発生いたしましたBSEによる子牛価格低迷が続いておりましたが、十二月子牛せり市では平均価格で、メス三十六万三千二百七十八円、去勢四十五万八千五百十六円、総平均四十一万八千九百四円で、昨年十二月せり市と比較いたしますと、十一万四千七百四十一円、三七・七%の高値となり、今後の畜産農家の励みにつながる結果となりました。

担い手育成畑総事業については、堆肥センターの完成に伴い、土地改良区に二名の職員を雇用し、十一月より堆肥約二三

○トンの製造に取り組んでおり、出来るだけ早期に供給を図ることといたしております。

又、農業用水供給後初めての使用量検針を行い、四ヶ月間で約一万トンの使用がなされております。

担い手公社については、基盤整備された大浦地区圃場において、県並びに県馬铃薯協会を得て二五アールの種馬铃薯実証展示に取り組んでおります。今後の結果により農家への普及推進を図ることにいたしております。

水産商工課関係について申し上げます。

わが国の経済は長期低迷を続けておりますが、水産業界におきましても、諸々の課題に加え経済停滞の影響を直接、間接に受け、厳しい現状が続いておりますが、安定的な水産業の展開を目指して、いろいろな施策を実施していくことが重要と考えております。

去る十一月十七日、天皇后陛下をお迎えして、佐世保市のアルカス佐世保と鹿子前の西海パールリゾートを会場に第二十二回全国豊かな海づくり大会が開催されました。式典では、天皇后陛下のおことばが述べられました。その後全国豊かな海づくり大会功績表彰で小値賀町資源管理委員会が、資源管理型漁業部門の水産庁長官賞を受賞いたしました。

放流事業が行われました西海パールリゾートでは、本県漁業を代表する三五隻による勇壮な漁船パレードが行われましたが、この中でも本町漁協所属の飛躍の契機となることを期待するものであります。

本大会が本県そして本町水産業の飛躍の契機となることを期待するものであります。建設課関係について申し上げます。

九月以降の下水道事業の状況をご報告いたしますと、岩盤が予想されました笛吹中心部の管路工事を着工いたしました。予想通り岩盤地帯の掘削工事になり、日数、手間がかかり、特に商店街の皆様には、大変ご迷惑をおかけしております。

正月を控え工事を一時中断しておりますが、今後工事方法の変更等により工事期間の短縮を再検討してまいります。

又、県北振興局が担当します「笛吹浄化センター」につきましても、入札が終わり着工しております。そのほか、西目及び丸田屋周辺の推進工法による幹線管渠工事の入札も終わっており、年度末に向け工事が本格化いたします。

農業集落排水事業につきましては、柳地区は一部本舗装工事を盆前に施工し、終末処理場の建設工事も順調に進んでおりまして、年度末には完成の見込みでございます。浜津地区につきましても新規採択を受け、県道部分の下水道管敷設工事を県道工事と同時施工中でございますが、県道改良工事は難工事部分の工事が終わり、年度末までには舗装まで完成し、竣工

の見込みとなっております。

水道事業では、畑総事業で建設しておりました「中村第二浄水場」が完成しましたので、十月より水道係で管理を担当し、試験運転中ですが、トラブルもなく、毎日一三〇トンを取水しております。

六島地区の海水淡水化装置の改良工事も入札が終わり、年度末完成を目指して着工しております。

島内のあちこちで道路の掘削工事が施工中で、住民の皆さまには交通規制等で大変ご不便をおかけしておりますが、今後共ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に議案関係について申し上げます。

まず補正予算であります。今回の補正予算は、一般職員の給与改定による人件費、各事業の事業費の変更等に伴う補正その他、急を要する経費について計上いたしております。

一般会計の補正額は、四千九百万円で、この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、三十五億七千四百万円となり、前年同期の予算に比べ二億三千六百万円の減額となっております。

なお、特別会計については、老人保健会計他五会計で、補正額二千三百九十五万円の減額補正でございます。

次に予算以外の議案のうち主なものについて申し上げます。

議案第五十六号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、人事院勧告どおり給与改定を実施するため条例を改正するものでございます。

議案第五十八号「小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案」は、中村教員住宅B棟の建設に伴い、使用料を改正するものでございます。

議案第五十九号「小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案」は、水道法の改正により受水槽の管理について衛生対策として町の責務、設置者の責務を明文化するものでございます。

その他の案件については、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わりますが、本定例会には、十四件の審議案件をご提案いたしております。提案理由並びに議案内容については、それぞれ担当からご説明申し上げます。なにとぞご慎重にご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（川村章雄）　しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十三分	—
—	再開	午前	十時	十三分	—

議長（川村章雄）　再開します。

これで、行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

山本徳蔵議員

八番（山本徳蔵）　通告に基づきまして、一般質問を行います。

下水道事業と海の汚染対策についてということとで質問をいたします。

すべての動植物が将来に亘って、生存していける豊かな自然環境を維持し、保持するためあらゆる法整備がなされ、今や世界的な規模で取り組まれております。これは、私達人類が犯した罪であり、当然償わなければなりません。社会生活の向上や福祉の増進を求めるあまり、過激な生存競争を繰り返し自然環境に及ぼす影響を軽視して顧みず、今日に至ったのが偽らざる現実であります。覆水盆にかえらず又一度流れ下った河の水は再び元の水源に戻る事はありません。私達の日常生活の中で、朝に夕に目にして心を痛めているのが海の異変ですが、これはもつとも身近な一例に過ぎません。改めて考えさせられる無言の恐怖に対してどれ程の対応が可能であるか、又効果が期待されるか、この期に及んで豊かな昔の海を取り戻す事は、もはや絶望ではないかとさえ私は考えております。

巷では、この現象は自然のサイクルであって時が経てば元の姿にかえる等という楽観的な言葉も耳にしますが、認識の甘さ又は何をかいわんやであります。もつと真剣に環境の異変に目を向け、厳しく対処していくべきではないかと考えるのであります。この意味から、現在取り組んでいる下水道事業は、まさに当を得た事業であります。

海の異変はすでに子供達の胸にも暗い影を落として、去る十月二十三日の中学生における模擬議会においても、海の環境保全を望む声が切々と訴えられ改めてこの問題への取り組みの緊急且つ重大さを認識させられたのであります。海の環境を

守るため、下水道事業の推進にあたって声高らかに叫び上げられたのが、この言葉だったと私は記憶しております。

ところが最近事業が進捗するにつれて、私の記憶とはうらはらにこの言葉の重大さが失われつつあるような気がしてなりません。ほぼ、工事が完了したと見られる前方の場合で、その接続率が三六%から四〇%と伺っております。今後多少の接続は見込まれるとしても、六〇%前後の生活排水は従来通り海への流れ込みを余儀なくされるわけで、美しい海を守るためとした大義名分にそぐわないような気がしてなりません。今後工事の進行に従って、徐々に改善されていく事は明らかですが、ただ漫然と接続加入家庭の自然増に待つ外はないとするのは、行政として無為無策のそしりを受けないでしょうか。トイレの汚水は、従来通りの汲取りによって処理されるわけで、生活排水の処理という発生源対策こそ最優先課題ではあるまいかと私は思えてなりません。勿論海の汚染防止対策は、国際的協調の上で対応すべき課題であり、一国のまして一地域の努力によってその成果を期待する事はできません。しかしながら、自らの生活圏を守り確保するために少しでも有効と考えられる対応策の選定をためらうべきではないと考えます。

私が声を大にして申し上げたいのは、これ以上の環境の悪化を何としても防ぎ喰い止める事でもあります。生活排水の処理をめぐっては、近い将来河川海洋を問わず垂れ流しを禁止する法整備が取り沙汰されている事も耳にしております。海の異変に心を痛める者として、今一度原点に立って忘れかけた言葉を思い起こし、下水道事業に加入していない家庭の排水対策を是非検討してみるのが必要があると思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

なお、再質問は自席で行います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

第一に下水道の全戸加入の勧奨推進については、今後とも推進をしていきたいと考えております。

それから、各家庭からの排水につきましては悪いのが一番影響があるのが、天ぷら油、合成洗剤ですが、天ぷら油の処理については、一般家庭にお願いをいたしておりますのは、新聞紙、またはぼろぎれなどに吸収をさせて燃えるゴミとして処理していただくようお願いをいたしておりますところであります。

また、多いところ、飲食店等につきましては、最終処分場に廃油などを集めるようにいたしております。本土の処理業者に処分を委託して対応をいたしているところがございます。今後とも垂れ流しの無いよう、皆さんに宣伝をしていきたい

と考えております。

また合成洗剤につきましては、原料が石油精製の過程でできる廃棄物を利用したものでございまして、三〇日かかっても垂れ流した石鹼は二〇%ぐらしか分解されません。海面活性化作用がいつまでも残っているのが特徴で、自然界に出ると微生物を殺すなど悪影響を与えており、水の自然浄化作用を妨げているようでございます。

また石鹼類については、原料が動植物油で、資源は再生可能でございます。一日で分解をいたしますし、川に流れますと、海面活性化作用は急激になくなり、水中のカルシウムと結びつき、カルシウム石鹼となり、微生物や魚の餌になっております。そういったことで、今後も海の環境を守るために自然にやさしい石鹼を使っていたくように宣伝をしていきたいと、こう思っているところでございます。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） ただいま答弁をお伺いしております。私の質問要旨には的確に答えていらっしゃらないと私は思いますが、実はこの接続率が伸びないと芳しくないというのは、やはりそれぞれの工事負担、改造による工事費の高さによるものだと考えます。経験した体験した部落の一人として申し上げますけれども、大島だつてこの下水道工事を始めるにあたっては、自分はやらないとけつこうですという家庭がかなりあったんです。そのまま押し進めれば、やはり大島だつて完全な一〇〇%という数字は出てこなかったと。どうしたかといいますと、何回も何回も繰り返し会議をもちまして、協議をいたしました。一人暮らしのお年寄りもたくさんおります。子供が都会におつてどうせ将来は都会に自分に行くんだから、もういいですという人もおりました。ところが、盆正月に帰省をする、トイレの方は何とか問題はありますけれども、人がいったん生活するためには、やっぱり食事をしたり風呂に入ったり、水を使用します。そうしますと、その水をどこへ流すのかと。一般の下水道排水路には流してはいけません。あるいは流してもこれはこの水だとすぐ分かる、そういうことをして皆に迷惑がかかるから何とか協力をしなければいけないという気分が自覚できてきて、そして都会の子供からはそういう事情なら一つ工事費は助成をするから加入をなさいたいというようなことで親を説得して、今日の大島の下水道の工事が完成したわけです。こういう努力を果たしてやったのかということをお知りたいたいのであります。

いわばこういったらなんですけれども、前方といえば町長の御膝元であります。昔でいうならば城下町。この体たらくではですね、今後各地域でこの下水道工事が進むわけですが、果たしてこれがそのよい影響を与えるかどうか、これが心配す

るわけですが、そういう点についてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

この質問事項の中にそういうことが書いてなかったんで、答えなかったわけですけども、その件につきましては、課長が詳しいんで課長に答弁をさせます。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） 前方内の宅内工事の件でございますけども、議員さんご承知のように経過もいろいろございまして、説明会も何回かやっておるわけでございますけれども、その接続率の進まない一番の原因というのは、急になりました、この不況の影響がかなり出ているのではないかと、思っております。それで最近、少しペースが落ちておりました、今も定住人口で言いますと、大体四五%ちょっと越えたぐらいのところ、一カ月に二、三件の接続の状況でございます。この前も議会でもお答えしたかと思えますけども、皆さんの接続をやっている業者の数も少ないんじゃないかということも考えておりまして、機会をみましてまた集まって業者の方に啓蒙を勧めると、それからもう一つ、推進委員さんというのがおられたわけですけども、現在解散したような状態になっておりますので、これを復活することも今ちょっと考えております。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） 建設課長のただいまの答弁にさらに質問いたしますが、ご承知のように先刻申し上げましたが、工事費が高いということがネックでございますが、生活排水をですね、これをそれぞれの家庭の門口までは、枘が設置されておるといふ話ですので、これにその接続をすると、トイレは別と。この生活排水を接続するんだったら、僅かな金でできるんじゃないかかと、私は考えますけれども、それはやっぱり駄目ですかね。そうしますと、結局ほとんど一〇〇%に近いその垂れ流しというのはなくなると。もちろんそのトイレの方は汲取りがありますから問題はございませんので、海へは流れない。そういうその対応策が考えられてもいいんじゃないかと私は考えますが、いかがですか。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） ご質問の意味が今分かったんですけども、トイレはともかくとして家庭排水を先にしなさいという

ことでございますね。

それはもちろん可能でございますけれども、現実には炊事場のすぐ近くにはトイレもあるというようなことで、一緒にされるのが普通かと思えます。ということ、事業費につきましては、半額ぐらいで接続ができるのではないかと思っておりますが、皆さんの感覚としましてはやっぱり、トイレを一緒にやりたいとそういうふうに見える方が多いのかなと、そういう感じをしております。確かに事業費的には半分もあればもうすぐ近くまでおっしゃるような管が入っておりますので、費用的には半分ぐらいで済むかと思っております。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） 私が言いたいのは、海の環境を保全するためにどういうことを力を入れるべきかということ、私は考えておるわけで、それができればですね、私はそれで納得をしますけれども、そういう努力を一つお願いをして質問を終わります。

議長（川村章雄） これで山本議員の質問を終わります。

次いで、伊藤忠之議員

二番（伊藤忠之） 私は町長の政治姿勢について二点お伺いをいたします。

町長は本定例会冒頭におきまして、来るべき町長選に三期目の挑戦を表明され、最大の課題である市町村合併への町長の考え方も伺い、意欲を持って出馬表明がありましたので、二点目の三期目出馬については、私の質問は取り下げさせていただきます。

一点目の近藤町政の二期目の実績と評価についてのみお伺いをいたします。

去る平成十一年四月に行われた町長選挙において、二期連続無投票という結果のもと、近藤町政が始まって早くも三年半が経過し、次の選挙が目前に迫っております時期となってきました。

二期目当選時の所信表明の中で直面する最も重要な行政課題は「過疎化現象の歯止め、農業・漁業などの基幹産業の振興による町の活性化」であるとし、直面する問題のみならず、将来の展望に立って、「やすらぎと、活力のある、美しい島づくり」を目指すことができました。

しかし、この間、時代は大きな転換期を迎え、少子・高齢化や情報化社会の進展、地球規模の環境問題、教育問題、地域

の活性化問題など、諸問題への対応が求められております。

このような中で、二一世紀において本町の目指すべき方向性を明示する「第三次小値賀町総合計画」を策定し、行政改革を推進し、各種産業振興施策、地方分権の時代を見越した市町村合併問題等、町の発展のために全力で頑張ってきたところであります。

しかしながら、一方では重要な課題が山積みしているのも事実であります。後継者問題で悩む農林水産業の振興、離島地域の活性化、商店街の振興、さらに全国よりも早いペースで進む高齢化社会への対応など、それぞれの課題への緊急な対応が求められております。

将来像を明確に町民に示しながら、強力なリーダーシップをもって、課題の解決や改革に取り組むことが政治家としての大切な役割であると考えております。

そこで町長へお伺いをいたします。

町長は、これまで二期間にわたる町政運営をどのように総括し、自己評価されておられるのかをお伺いをいたします。

再質問につきましては、自席で行います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

おっしゃるとおり、基幹産業の振興、または交流人口の増加などについて、一生懸命私なりに努力をしてきたつもりでございます。

第一次産業の振興であります、農業の後継者対策として、担い手公社の設立、そして人材育成によるリーダーの育成、畑総事業の早期完成、漁業では漁船の安全な停泊のための漁港の整備、カサゴ等の種苗・育成、磯やけ対策、魚礁の設置等、又情報化対策としては光ファイバーの設置、環境問題としては下水道の整備等、議員もご承知の通りでございます。

皆さん方のご協力により、財政を見ながら推進してきたのでありますけれども、効果については、今すぐ表れるものもありませんし、二年先、五年先に表れるものもあると思います。私は良いということややってきて、手掛けているわけですが、評価については私じゃなくて町民がなさるところだと思いますし、そういったことで町民の皆様方の評価を私も聞きしたいと、このように思っているところでございます。

議長（川村章雄） 伊藤議員

二番（伊藤忠之） 先程、私の質問の中で過疎化現象の歯止めについて今一度町長にお伺いをいたします。

総合計画の中で、人口の推移と目標という欄がありまして、その目標についてはですね、若者を定住を促進させるなど政策努力をすることによって減少基調を緩やかなものにするとして、計算をしている目標数値であります。

これによりますと、平成二十二年の国勢調査におきましては、総数で三二〇〇人、そのうち六五歳以上が一二〇〇人で、人口全体の三八・七％を占めるようになってきます。この数字はあくまでも政策意欲を持つてですね、やることで減少の歯止めをかけるとして計算をしているわけですけども、この先また政府が行ういろんな対策においてこの目標を大きく下回る可能性もあると思います。おそらくもう二〇〇〇人はきるんではないかと私は考えております。この過疎自治体にとっては、「自立」を法律にして書き込んだ新過疎法の期限も二〇一〇年であり、又新しい離島振興法の趣旨を十分に理解をしていただきまして、この過疎化の現象を少しでも少なくしていただきたいと思っております。

続いて、やっぱり基幹産業の後継者問題が一番ではないかと私も思っております。先程町長も述べましたとおり、農業においては、人材育成塾がこれからの大きな農業の財産となっていくことと思えます。しかしながら、漁業の後継者につきましては、魚の減少並び漁獲の低迷などによって後継者問題が一番重要な問題になってきております。さらに美しい島づくりに推進による下水道工事も行っております。そして、イントラネットによるソフト施策並びに高齢者対策といたしまして、福祉センターや前方ふれあい館の設置等、多数町長なりの努力でこれまで頑張ってきたことと思えます。残されたあと四ヶ月の間でどうしても一番重要な問題となりますのは、市町村合併であります。佐世保市の市町村合併による市民のアンケートが十二月の二十日に提出されるようになっておりますので、佐世保市民の方も宇久と小値賀との合併は大変頭を痛めているという意見も聞いております。この合併問題につきましては、後で立石議員が一般質問を行いますので、私はこれで合併問題につきましては、質問を控えさせていただきます。

最後になりますけども、最後に町長に先程申しました過疎化現象の歯止めとしては、どのように考えておられるのかを答えだけを聞きまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（川村章雄） 町長

町長（近藤 功） お答えいたします。

先程も申しましたとおり、基幹産業の農業・漁業がしつかり根をおろして後継者ができて、おろしますと私はこれ以上の過疎化はない。それが一番の過疎化の歯止めだと思っております。それと、それに人口の減少によります購買力の低下等については、交流人口を増加することによって補い合つて、少しでも補つていかなければならないということで、私はその方面も出来るだけのことをしようということで力を入れてきたつもりであります。それで、先程も言いましたように、農業は畑総事業が終わりまして、ある程度水も来ますので、ある程度計画的な農業栽培ができるんじゃないかと、こう思います。議員も言いましたように、水産業が私も心配をいたしているところですけども、やはり今からは付加価値をつけたり、それから養殖関係ですか、育てる漁業をしていかなければ漁業の安定は図れないなとこう思っているところでございます。そういったことで、そういうことに今後とも力を入れていきたいとこう考えております。

議長（川村章雄） これで伊藤議員の質問を終わります。

次に、黒崎政美議員

五番（黒崎政美） 私の今回の一般質問をするきっかけになったある県の知事がMOKUという雑誌に書かれておりましたことを、まず紹介したいと思えますけれども、議長よろしいですか。

議長（川村章雄） はい、どうぞ。

五番（黒崎政美） 一部を抜粋して朗読します。

読まれた方もおられると思いますが、我慢して聞いていただければと思います。

「多くの職員を抱えている自治体はその職員数に見合った事業を構築しなくてはいけない。結果的に、職員を動かすためには、ある一定の公共事業も必要になってくる。人口五〇〇〇人以下の町村となると、ほとんど過疎地です。一般的に六〇、七〇人の職員を雇うとすると、人件費は六億から七億必要になります。税収は三億円あればいい方です。しかし、公共事業を行う自主財源となつても、国が認める過疎地域の過疎債を使えば、私は原文のまま読ませていただきます。一〇〇%国が措置してくれます。どういうことかという、道路を過疎債で造る場合は一億の事業であれば、国が一億円の起債を認めてくれるわけです。さらに、元利償還の七割は国があとで交付金の形で返してくれますから、自己負担は三割だけで済む。三割といつても、当初から資金が必要なわけではないから過疎の地域であつてもいくらでも公共事業が行うことができる。人口三〇〇〇人の町でも道路に五億円かけ、二億円の建物を建てることのできるわけです。過疎債は、地方自立の発想を広

げるため認められたはずなのに、逆に地方は公共事業がないと経済がまわらない仕組みができてしまっている。公共事業は、動いている時だけは確かにそこで働く人をはじめお金がまわるけれども、その後はその事業が生産性を生まず、ただ債務ばかりが残っていく場合が非常に多い。公共事業は、生産性が生まれるものでなければ立ち行かない時代が変わったのです。」質問に入ります。

一九六一年、昭和三十六年に制定された農業基本法の根幹は、外国の農産物と競争できるように農業の規模拡大、合理化が目的でありました。一方では、需要増が見込める野菜、果樹、畜産などの大規模経営が奨励されました。

本町の様な小規模農業は、農業基本法のもとでは農業の基盤整備の対象外であったわけです。補助事業が増えてきた一九八〇年、昭和五十五年からは、生産調整の一環でいろいろな補助事業が出てきましたが、まだまだ本町のようなところは、補助率の高い農業改善事業は少なかったのです。この年をさかのぼること三年、米の生産過剰を理由に減反政策が始まりましたが、ほぼ同時期に小値賀町農協は佐世保農協の支所になりました。その年の生産高は農林統計によりますと、九億七千万円を示しているのです。それから二十五年経た今日では五億円を下回る生産高しかないわけです。

昭和四〇年代、国は高度成長経済を謳歌し、本町の様な小さな町からも、次男、三男はおろか長男まで都会へ攫っていきましました。必然的に都会は過密し、我が町の様な小さな町村は過疎化していったのです。生産高の減少は当然だと思えます。農産物、漁獲物の自給率の低下を見ると、農山漁村の過疎化と連動していることは一目瞭然であります。

私は場当たりに補助金で政策誘導し、農林水産省や県がこと細かに中央集権的に口を出し、地域性、生産性を無視した農業政策で農業者の自主性、創意工夫をも失わせてきたことに、一方では生産性の減少はあると思えます。

宮城県知事が補助金の弊害を六つあげております。その中の一つに「財政的規律が欠ける。補助金は他人のカネと考え『使わないと損』と無駄遣いを助長する」というのがあります。まさにその通りで、本町の財政状況を見るとよくわかることでもあります。

補助金を利用すればする程、農業者の借金は高み、本町の債務は基準財政需用額の四倍もふくれ上がったわけです。このことは、町長・議会の責任もさることながら、国・県の大きな力が働いていたことは事実であります。国・県の政策に疑問をもち、町村独自の施策で頑張った町村ほど財政的にゆとりがあり、国・県のいうがまま動いた町村ほど財政難に陥っているのが、今日の日本の現状であります。代表的なのが前者は長野県の栄村であり、後者は青森県の大鱈町です。一度この両

町に担当職員を派遣することも必要ではないかと思えます。

本町もなんとか頑張れば今からでもなんとかなるのではないかと思っております。

地方分権法が施行されたのは昨年の四月です。やれ地方の時代の到来、国と地方は対等平等と聞いていた舌の根が乾かないうちに、権限移譲にはその受皿として町村としての態勢が整っていないとか、町村合併することによって体力をつけさせようという国の姿勢、それに追従する長崎県、これらは自ら政策の誤りを反省せず、全て弱小町村の責任であるかの施策には、本末転倒であると私は大変怒っております。日本国は法治国家です。憲法、地方自治法による地方自治の本旨に基づき本町の産業である一次産業の振興のために、国・県と対立してでも頑張ってもらいたいと思うわけでありませぬ。

農業振興の受皿としての設立された担い手の充実、活躍を祈るところ切であります。

以上で私の質問を終わりますけれども、答弁によりましては自席で再質問をさせていただくかもわかりません。

なお、冒頭の知事は長崎県の知事であります。

以上で私の質問を終わります。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

大変難しい質問でございました。ご承知のとおり農業基本法が平成十一年の七月に改正をされまして、新たに食料・農業・農村基本法としてスタートいたしております。従来の農業政策は、急速な経済的発展のもとの農業基盤整備がなされてまいりましたけれども、今回の改正におきましては、戦後の農政を抜本的に見直し、新たな四つの基本理念を掲げております。食料の安定の供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農業振興の理念のもとに政策体制を構築いたすことにしております。又、今後はハード事業面においても、ソフト事業を必ず行い、効率性や生産性の費用対効果や政策評価において勘案し、採択いたすことになっております。

その様なことを踏まえて、当町農業振興政策を図っており、財政的支援が必要な農業政策については長期的な展望に立つて進めてまいりたいと考えております。

次に農業者の自主性・創意工夫につきましては、平成十一年、十二年度において、農業者自らが今後の小値賀農業の形成の確立を図るため、それぞれが研鑽・実践をして、二十一世紀に向けての「みどり溢れる生き活きた小値賀町」を展開

するため、小値賀町人材育成塾を開塾いたしました。その結果、農産物直売所の開設、新規作目においては実エンドウの栽培を確立をいたしております。

又、畜産におきましては畑地・里山を活用した放牧場の実践をいたしており、着実に成果を上げてきており、今後も農家自体が自主性や創意工夫をしていただき、農業振興につながることにについては積極的に支援していきたいと思っております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） 町長のただいまの答弁は承知いたしております。私は、地方がちよまちよまとそういうことをやってでも根本的に地方は良くならない、小値賀町は良くならない、人口増もあまり地方がいくら頑張っても期待出来ない。私は政府がもう少し考えてほしい、日本国の政治家が考えてほしいと思います。日本は、もう戦後六〇年経ちました。日本の需給率が低下していった、輸入農産物がじゃんじゃん増えていった、農協が合併したときに養蚕の収入だけで八千六百万ありましたが、今、養蚕とか大豆とか九五%が輸入用です。日本から消えてしまいました。今日本の、ちよつと大きくなりますが、日本経済というのは外国からモノカルチャー経済政策をとられているような感じがいたします。かつて日本が台湾を統治していた時にどういふ政策をとったかといいますと、米を作らせないような政策をとった。田んぼから水を抜き、日本はそのころ砂糖が欲しかった、砂糖ばかり作らせていった。今の日本はどうかというと、自動車を始めとする工業製品をどんどん輸出していく。その代わりに、農産物をじゃんじゃん輸入しているじゃありませんか。水産物だってそうです。魚の値段は四〇年前といっちょも変わりません。むしろ低下していると思います。地方をじゃんじゃんじゃんというふうに生産性をなくし、弱体化させ、それでやれ過疎化だ、人口が足らんからおまえ達は合併せろ、国は去年頃言っていたじゃないですか、防衛外交は国のやる仕事だと、自分達の生活のため自分達で頑張れと、何が対等平等ですか。強制的に合併、合併って、過疎化はそういう政策、自由貿易政策をやめるとは言いませんけれども、ある程度抑え保護貿易をしなれば、農村や漁村はたっていきませんよ。町長がいくら頑張っても相当人口は増えてこないと思います。だから、私は生産の低下したというのは法律化や平成十一年に法律が変わりましたが、それでも、それでよくなったのかということ。私が言いたいのは。

今小値賀町は大変な時期なんです。畑総事業で百三十億八千万円の金をつぎ込んでいます。国が六十七億九千万、県が三十六億四千万、町は二十四億八千万も使っています。さらに農業者の受益負担が一億六千万もあるわけです。これを活

用し、一生懸命ものにするというには、担い手公社あたりで一生懸命頑張っていますけれども、もうこれ以上言うことを聞かなくて自分独自でやる。そういう小値賀町の地域性を生かしたことをやらなければ、けっして国や県が言う費用対効果、とんでもないことです。百三十億円も入れて生産力が低下、私は町長、全国町村会あたりで堂々と主張していただきたいと思えます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） 私に及ばないような質問を受けて、なんといいいますか、国の施策には私も携わっていないわけですし、しかし小値賀町の今後のことにつきましては、畑総事業を有効に利用して、今後の農業の所得の安定を図らなければならないことは前から言っているとおりでございまして、また詳細につきましては課長に答弁をさせます。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 非常に難しい質問ではございますけれども、町の独自性というものにつきましては現在和牛部会、それから園芸部会、それから農業委員会、農林課等も含めまして、ツーリズム型のワーキングホリデーとかそういう施策をしたらどうだろうか、もちろんその他にも漁業の方の関係も一緒の考えで、したらどうだろうかというふうなことで現在検討をいたしているところでございます。

以上です。

議長（川村章雄） これで黒崎議員の質問を終わります。

しばらく休憩をします。

—	休 憩	午 前	十一時	—
—	再 開	午 前	十一時	—
—			十六分	—

議長（川村章雄） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、立石隆教議員

四番（立石隆教） 私は町長に市町村合併の正しい認識と情報提供についてをお伺いをいたします。

冒頭、行政報告の中で合併の方向で進めたいということをおっしゃってましたので、そのことも念頭に置きながらお伺い

をしたいと思います。

今、市町村合併問題は日本全体の問題として、将来の地方自治制度の問題として大きく動いています。

常に動いている問題を、ある瞬間だけ捕らえて判断すると間違いを起こしやすいものです。以前、議会の特別委員会でも中間報告の形で調査をした事柄についても、国の方向性や条件の変化によって、その判断や分析内容に修正が必要などところも今出てきています。

動いている最中に判断を下すことは、大変に難しいことです。こういう時に重要なことは、時より出される情報や方針転換に右往左往しない為に基本をしっかり抑えておくことです。

その次に必要なことは、新しい情報の収集としっかりとした分析です。

そこで、まず基本になる部分をお伺いします。

町長は市町村合併は目的だと考えておられますか、それとも手段だと考えておられますか。私は、市町村合併は手段だと位置付けております。もし、目的だとするならば、合併しただけで何もかも解決することになります。本当に何もかも解決するでしょうか。そう簡単では無いと思います。合併しても新しい時代や状況に対応できる施策が出来なければ、また合併先を探さなければならぬこととなります。仮に合併が目的だと考えるならば、合併できたことで安心して何も新しい事態に対応するための努力を怠ることになります。合併を手段だと考えれば、何に対する手段になるのでしょうか。すなわち、国や県は何のために市町村合併を推進しているのでしょうか。今までいろいろな理由が示されておりますが、その理由を分かりやすく一点に絞るとすれば何のために推進しているのだと町長は認識しておられるかをお伺いしたいと思います。

昨年の県の市町村合併に関する基本方針が出されて以来、本町においても執行部と議会が住民に対する説明会を開きましました。その折、町長は交付税削減などの状況を踏まえて「このままでは小値賀町単独でやっていけない」と言われたと聞いています。ここ三年間四〇〇人以下の自治体の地方交付税を暫時下げる方向にあったことは承知しておりますし、平成十四年度から小規模自治体に手厚く配分されるしくみになっていく段階補正などの地方交付税削減の方向も理解しております。しかし、その示されている規模なども勘案すると、三年後のある程度のラインが見えてきますが、そのレベルを予測しても「やっていけない」状態だと判断しているのでしょうか。もし、そうだとすれば、それがわかっているもなお公共事業の推進で新たな借金を増やしつつける現状は、まさに鳥取県知事、片山知事がおっしゃっている「夜逃げ合併」を指摘している

としか思えないこととなります。町長が言う、「やっつけていけない」の前提になつていて条件を聞かせていただきたい。

町民の中には合併を時代の流れだと言う人がいます。時代の流れと言うなら構造改革と言うべきでしょう。政府はあらゆる面でこの構造改革を進めようとしています。「民間で出来ることは民間で」、「地方で出来ることは地方に委ねる」と小泉首相は言っています。合併はその流れの一部に過ぎません。国と地方の関係や地方自治のあり方をどうしていくべきかという大きなテーマで事が動いているのです。生き生きとした個性あふれる地方であるために、活力を国全体が取り戻す為に、どのように制度を改革し、関係を築いていくのか。一地方だけの問題ではなく、これからの国全体をどのようにしていくかの重要な岐路にあると考えます。国や県からの一方的な押し付けに簡単に盲目的に従うだけでいいのでしょうか。地方からも知恵を出し合う時ではないかと考えます。国と地方の関係からいえば、構造改革の流れは地方分権です。地方分権の精神は地方の自主性と個性の発揮です。「自分達の地域は自分達で作っていく」「自ら判断し、自ら決定し、自ら責任をとる」という本来当たり前の自治体の姿であります。そして、こうしたことを実現しやすいのは実は小さな自治体であることは、誰でも分かっていることです。地方分権の精神と無理な市町村合併は実は矛盾するところがあると考えます。こうしたことを踏まえて町長は、小値賀町のような小自治体を翻弄する国の姿勢をどのように認識し、今とるべき小自治体の姿勢はどうあるべきだと思っておられるのかを聞きたいと思えます。

我々自治体の今後のあり方に大いに影響を与えると思われる総務省の審議機関である「地方制度調査会」では、平成十七年三月までに合併できなくて残った小自治体をどうするかについても地方制度改革のひとつとして話し合っています。小自治体の権限や事務事業の大幅な縮小などが議題に上がっていることに危機感をもっている首長さんもおられるようですが、私はこれもひとつの考えだと肯定的にとらえています。単純に財政的に厳しいからハイ合併ですよと考えるだけではなく、少ない財源はしようがないからその状況を踏まえた上で、やっつけていけるようにするにはどのように制度を改革するかという観点があってもよいと考えるからです。当然何もかも今まで通りとはいかないでしょう。しかし、新たな自治の姿を前向きに考える度量の大きさも我々には必要ではないかと私は考えますが町長はどのようにお考えでしょうか。小自治体の権限や事務の縮小についての所見を伺います。

先頃、地方制度調査会専門小委員会において、「今後の基礎的自治体のあり方について」という西尾副会長の私案が出されました。その後、新聞などでも幾度も取り上げられ、反響も大きいようです。その内容については基礎的自治体がある程

度の人口規模で規定し、それ以下の小自治体は自治体として認めないなどの厳しい内容が含まれています。町長はこの西尾私案についてどのようにお考えでしょうか。所見を伺います。また、この西尾私案が出されて以来、各層から批判や賛同の意見があがっています。全国町村会や全国町村議長会から到底容認できないとの意見書が相次いで出されました。町長は小規模自治体の長としてこの意見書に書かれている内容についてどのような思いを持たれているのかをお伺いしたいと思います。

最後に、情報の提供について伺います。

最初に述べたように、大きく動いている大事な事柄に正しく対応する為には、冷静な情報の収集分析が必要です。合併問題は住民全員の問題であり、一部のものだけ判断する問題ではありません。従って、収集分析された情報を常に町民に知らせていく必要があります。それも継続的です。そして分かりやすく的確にいろんな情報を示すことが重要です。聞くところによれば、任意合併協議会の話合いの内容についてもほとんどの職員が知らないそうですね。任意合併協議会の作業部会の作業内容も全くいいほど情報が職員に伝わっていないようです。職員は各部門で小値賀の行政諸問題のエキスパートです。それぞれの立場や能力を生かすためにも現状がどうなっているのかなど、定期的に情報提供していくことが必要ではないでしょうか。行政に関して、町民は役場の職員を通じて情報を得たり、問題点に気づいたりする部分も少なくありません。まず足元から始めるべきだと考えます。この問題は町民みんなの問題です。出来る限りあらゆる情報を分かりやすく、積極的に提供をしていく姿勢が必要であります。現在はまだまだ町からの情報提供が足りないと思うのですが、町長はどのようにお考えですか。その点について伺います。

以上で私の質問を終わりますが、再質問があれば、自席よりさせていただきます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

私も手段だと考えておりますけども、国は目的として地方分権の推進、高齢化への対応、行政経費の効率化、多様化する住民ニーズへの対応、行政経費の節減などを合併の目的としてあげているようです。

それから、地方制度の改革が審議中ではありますが、すでに当町の地方交付税は段階的に補正の見直しなどで、十二年度に
対し、十三、十四年度の二ヶ年で約二億円減少をいたしております。国は今後も小規模自治体の地方交付税を更に減らすこ

とを検討しているようで、どれくらいまで減らされるのか大変心配をいたしているところでもあります。

自主財源の少ない本町財政は、地方交付税などの依存財源を頼りとしており、これが多額に減少することになると行政運営が困難になる恐れもありますように思います。経費節減のための行財政改革を更に進める必要があると思っております。

私は地域に誇りと自信を持っている町村は、全国民の財産であり、良さと価値を再認識し、その役割を十分に果たせなくなるようになれば、地域の発展はなく、国の発展もないと考えています。

それから、国の地方制度調査会において小規模自治体の権限縮小などが検討されていることにつきましては承知いたしております。地方制度調査会の西尾私案「今後の基礎的自治体のあり方について」に対し、全国町村会は十一月十二日「小規模自治体の権限を縮小しないように」、「強制的合併手段をとらないように」などの意見書を提出をいたしております。また、十一月二十七日に開催されました全国町村長大会においても、内閣総理大臣に対し、このような内容の要望をいたしております。私といたしましても、まったく同感でございます。西尾私案につきましては、これまで自治体の自主性にゆだねられてきた合併を改めて、国指導へと大きくかじをきろうとしているのではないかと懸念をいたしているところでございます。

合併等に関する情報については、新聞等でも盛んに報道されています。また、町の館報においても、合併協議会等の情報を提供しています。近々、中間報告が発表されますので、これについても早急に公表しなければと思っております。職員に対しても連絡協議会や課長会で情報交換、情報提供を行い、資料の提示も行っておりますが、これについても今後も積極的に行うことといたします。

以上でございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 第四点のところでございますが、町長の答弁で地域の発展なくて国の発展はないというふうに考えているということで認識をしているということでございますが、それでは今の国が地方制度調査会という形を借りながら少し考へてる方向性を誘導しようというふうには、こう捉えられるような節があります。そういう町長の認識とは別の方向で動きつつあるということについて、これは黙って見ていいのでしょうか。先程、全国町村会の意見書等についても同感であると

おっしゃいましたが、これについても地方自治体として積極的にですね、意見を具申するなりいろんな働きかけが、ただじつと見ていいのかなという思いがございますので、そのことも含めて町長が考える、こういうことをやったらどうかとかそういうことについてお考えになつていられる部分を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、三点目のところで、やつていけないという前提条件は何かということでお聞きをいたしました。少し答弁がぼけております。現在まで二億円減少しとると、今後更に地方交付税等の減少が考えられる、どこまで減るか分かんないというふうに心配しているというふうにおっしゃいましたが、そのやつていけないという線はどこなのか。限りなくゼロに近づくから心配だと、ゼロになるかどうかとも分らない、どこで止まるかも分らない、つまり前提条件が分らないのにやつていけないというのはおかしいと私は思うわけです。やつていけないという以上は、その前提条件があるのではないかと。町長が考える前提条件は、私が考えるやつていけるラインはここまでですと、しかしそこまでどうも止まりそうにないですということをおっしゃるなら、前提条件として分かるのです。心配しているだけでは、この答えにはなつておりませんのでその点を更にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、二点目でございますけれども、四つか五つ、これも国の方のパンフレットに載っていることを挙げていただきました。それは承知をしておりますんですが、私はここで理由を一点に絞るとすれば、いろんな理由があるんですけどもその中で一番強い理由というのを一点に絞ればなんだろうということでお伺いをしておりますので、町長はこのことについてこの合併問題の大きなこの手段となつて以上は何に対して手段なのかということでありますから、一番大きいと思う部分をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、西尾私案に対する全国町村会あるいは全国町村議長会の意見書について同感であるとおっしゃいました。西尾私案自体についての町長の個人的見解をお聞きしたいというふうに思います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

来る十二月二十日に一島一町村の会議を東京で開くようになっていきます。その場で私も外海の離島の苦しみ、合併等に対する考え方を述べさせていただきたいと思つておりました、その折、国の考え方も良く聞いてきたいと思つております。それから、二点目の一点に絞るといふことですけれども、一点に絞りますと行財政改革だろうと私は思つております。

それから、どのくらいの交付税かということですが、私達が各課で検討をいたしております結果は、十八億五千万ぐらいなら、今までの補助金の減額とかそれから単独事業の減額、それから職員の人員の削減とかできるだけのことをして、大体十八億五千万ぐらいあったら出来るだろうと、そして今の公共事業の一般財源のつき込みも大体賄えるんじゃないかなと思います。しかし、その交付税そのものをですね、見直しをしようというような考えもあるようで、そうなりますとどういふふうな見直し方をするのか、そういうのがまだはつきり分かりませんが、三万人の市を特例というふうなことで言ったり、一万人以下の人口については窓口事務だけであると県または隣接の市に委ねるとか、そういった自民党の制調査長、調査会も一緒ですけれども、そういったことを言っております。そういったことでございまして、大変財政がやっつけられないんじゃないかということを考えて、危惧しているところであります。

西尾私案についてはですね、解消すべき市町村の人口規模を法定化するとそれから国・都道府県が同規模未満の市町村を財政支援策とは別の方策で合併させるとした昭和の大合併の際の合併促進法後の新市町村建設促進法で計画的に合併を推進したことを想定したものとというようなことで、その解消すべきということと人口、昭和の合併を運用したんじゃないかと思ったりですね、それでも残った小規模市町村については、事務配分特例方式または内部団体移行方式への移行を選択せるといふようなことも言っております。事務の配分の特例が法令業務内自治事務等、窓口サービスの一部だけを処理、その他の事務は都道府県が保管するというようなことで大変なことになるんじゃないかなと、こう思ったりもしております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 市町村合併を国は何のために推進しているのかということに、一点だけに絞るとすれば行財政改革ということだろうというお答えでしたが、基本的にしっかりと抑えておかなければならない点だから、私はあえて一点にということと言ったんですが、実は行財政改革もそうなんですけど、本当はですね、地方分権なんです。地方分権の流れからこの合併問題が出てきている、行財政改革の問題が出てきている。確かに国が財政的に厳しい状況になつて来ているのは、あることはあるんです。それは、裏の本当の意味かもしれないませんが、大義名分とすれば、地方分権なんです。だから、我々も地方分権ということでも果たして今のような国が考えている市町村合併が地方分権に沿っているのかどうかということもしっかりと見張っておく必要があるというふうに思いますので、この辺の認識は一つ行財政改革も間違いではありませんが、地方分権という形がやっぱり錦の御旗として出されているんだというお認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、やっていけない前提条件ということで、ある程度のラインを計算をしていただきました。十八億五千万円くらいならということですが、だけでも、これに止まるかどうかというのは今後の推移を見ないとなかなか難しいし、将来を考えたときにはちよつと厳しい状況であるということをおっしゃいました。しかし、将来厳しい状況になるかもしれないけれども、まだはつきりどうなるということは決まっておりません。決まっていないからやっていけないと断定するのはおかしい。決まっていないんだからやっていけないかもしれないでありますから、やっていけないではない。前提条件をしっかりとした時には、やっていけないとふむべきでしょうが、前提条件はまだ曖昧さを残しています。従いまして、今のよきな分析をするときには、そういう視点を是非持っていたきたいというふうに思います。十八億五千万円という数字を聞きましてですね、おもしろいなと思つたのは、本年度の十月十八日の国の総務委員会の会議録の中で自民党の荒井議員がその合併問題について質問をしています。その中に大体交付税は二割ぐらい減るんじゃないかというようなことを申されております。じゃあ、二割ぐらい現在から減ると考えた時にはですね、十八億五千万、自主財源も入れれば確保できるんです、計算上。となると、前提条件から導き出されるものは、やっていけるということになるんです、現段階では。しかし、国の意向はほとんど動いていますから、それだけでは単純に判断できないよなというのが、今のところであります。そういうところを一つご認識をいただきたいというふうに思います。

それから、西尾私案の件でございますけれども、地方制度調査会ではいろんな話し合いが行われておりまして、小さな小規模自治体を無くそうという、それも合法的に無くすという方向を考えているやに見受けられます。しかし、地方制度調査会の委員にはこの意見に対して猛反対をしているところも実はあります。例えば、世古委員という方がこういうふうにおっしゃっています。「合併しなくても市町村で連携することで広域的視点にたつた施設整備や町づくりが可能だと思つていまし、また市町村間の共同で成果をあげている例もたくさんあると思います。だから、小規模だから駄目という話ではない。国民的な観点というよりは、地域の住民その人達をどういうふうに考えるかということがとても大切だと思います。」というふうに発表されております。さらに、「全体のこういう合併の議論になると、合併によって都市化の性格が全体に強くなるわけです。そうすると、産業構造の違いによって、政策が変化していきます。特に農業が基幹のような村はこれで壊滅的になるわけです。私達の国で農業政策がどのようになるかということが、この合併の議論の中でちつとも議論されていないというのは問題だろうと思います。」ということ、示されております。こういうふうに地方制度調査会のメンバーの中

にもですね、皆が皆、今西尾私案のような方向にあるのではないというふうに見受けられますので、町長も今度十二月二十日ですか、そういう機会をもたれるようですから、是非おおいにこうしたところの実状と、それから頑張っている自分の政治姿勢というものもおおいに吐露していただいて一つ頑張っていたらいいと、エールを送りたいと思います。

それから、西尾私案の中で私は少しおもしろいと思っただけです。それは、この地方制度調査会の中に前兵庫県知事の貝原さんがおられます。この貝原さんは、主張しておられるのは大から小へということを主張されています。すなわち合併して大きくなることは非常に危険性があるという主張です。従いまして、大きいところから小さいところへというところも考えなければいけないとおっしゃっています。それは、神戸市の神戸市だけではありませんが、兵庫県の阪神大震災の教訓であります。そのときに神戸市を中心に五つの市町村が被害を被りました。その中で最も被害が大きかったのは、神戸市です。そして、復興するのがもっとも遅かったのは神戸市です。それは何故かということを見原さんは分析をされており、それは何か、大きかったからだと。神戸市が大きかったからだと、こういうふうにおっしゃっています。だから、それをそういう問題をクリアーするために大きな市は小さい自治区を作るべきだというふうにおっしゃっています。それを少し他のところにも当てはめまして、合併する小さな市町村についても旧市町村の中に自治区を作るべきではないかとおっしゃっています。そしてその自治区は、単に総務省が言っている、意見だけを聞く地方審議会ではなくて、その地域の住民から選ばれる公選制の首長と議員を置いてもいいのではないかと。更にその中に独自に条例を作るといことが、そういう権利も付与してもいいのではないかと。むしろ問題はそこに生じるからそれをクリアーするためにどうするかということまでも、実は議論されており、そういうこともですね頭に置きまして、今後の合併論議というか合併の流れ、地方分権の流れというものを見ていかなければならないというふうに思っております。

情報提供につきましては、今後も努力をされるということであり、課長クラスは分かっています。下の方は分からないということもあるやに聞いておりますので、是非それは全職員がですね、この問題に真剣に立ち向かうというぐらいの気持ちを持ってもらうように是非働きかけをしていただきたいと思いますというふうに思います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

先程の十八億五千万というのは、交付税が十八億五千万という意味で私は言ったつもりですけれども、そういうことでございます。

それから、おっしゃった小さな自治区、そりゃあもう私も合併しても小値賀町を特別区として佐世保市が認めていただけるようなことをしていたらかなければ、今言いましたように災害などが起きたときに現場を見ないと適切な判断はできないわけですので、現場における小値賀町の中でちゃんとそういう責任者を置いていただければならないというようなことは、ちゃんと思っているところでございます。

それから、職員のことですけれども、こういう市町村合併については小値賀町の一大重大課題であると。皆さんも一緒に頑張って勉強しましょう、勉強して下さいということは、私がかねがね言っておるつもりですけれども、そういうその知らないという職員はですね、私はちよつと困るなと思います。そういうことで、この町村合併について勉強しない職員は私はいないんじゃないかと、こう思っていたんですけれども、分からないというのはちよつと心外だなと。今後ともそういう点を十分気をつけてやっていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

議長（川村章雄） 立石議員の質問は、所定の回数を越えておりますけれども、非常に重大な問題でございます。町長もです、二人だけの質問・答弁ではなくてやはり立石議員の質問は町民の声でございますので、それを踏まえて一つはつきりと大きな声で町民に聞こえるような声で答弁をしていただきたいというふうに思います。

それでは、立石議員

四番（立石隆教） ありがとうございます。

十八億五千万が交付税のことで計算をしたつもりだということでございます。そうだとすれば、先程言ったその国会議員の荒井議員さんが言った二割というのが正しいのかどうか分かりませんが、それで仮に計算するとですね、これを割っていただくんですね。ということになれば、足りませんよということをお願いしたかったんだろうと思いますが、私はその前提条件の中に一般の家庭に考えると、おやじさんの給料が下がる。ここまで下がるとやっつけていけない。やっつけていけるように支出を考えるとというのにもう一方にあるわけで、そういうふうなことも考えていけばですね、まだまだ十八億五千万以下にも下げられるなというように私は思っております。そのような検討もですね、合併をしなけりゃいかんなあとお思いになっているようですが、そういうことも一つは計算をしておいて、状況が変わったときにはこの方法でやるぞというものもやっぱりお持

ちになつてた方がいと思ひますので、そういう方向で一つこれも検討しておいてほしいと、支出についてですね。ほしいと思うのですが、町長の考えを更に伺ひます。

それから、町の職員の問題については、本当は皆勉強しているべきだということでごさいますして、町の職員の皆さんもやっぱり関心はお持ちになつていろいろとマスコミ等についての勉強等もあるようですし、してるようですし、頑張つていと私は思ひます。ただですね、例えば官報等がですね、国の方から来ますけれども、そういうものを非常に安易に読んでですね、上つ面だけ読んで「おつ、大変だ」とかですね、「こりやもう合併せにやいかん」とかですね、そういうふうに単純に発想している方もおられるように聞いております。是非中身をしっかりと読んで、周りの情報をしっかりと把握した上で、そういうふうな判断をし、周りに話すということはそういうふうにしてほしいというふうに、さらに思ひます。ただ情報を知つていただけでは、駄目です。そういうふうなことでお願いをしたいと思ひますし、それからそういう思ひが今の行政に生かされなければならぬと思つております。例えば、町長が先程一生懸命削減したところで十八億五千万は必要なんです。それ以上削減できませんか、いや難しいです、それ以上削減する方法はないか、一人一人が考えることだと思ひます。その中でですね、ついこの間聞いた話があります。コピーの紙やなんやですね、どんどんコピーをしてコピーの仕入れについても卸値じゃない、定額でしている、そこが何が悪いかと、小値賀町内の業者を育てるためにはそういうことも必要なんだというのを、今の時期になつてもおっしゃつてるといふことを聞きました。こういう時世になつてゐるのにですね、自分達が沈むかもしれないときに小値賀町の業者を救うためには絶対必要なんだと、こういうふうにはばからない職員がおるといふことは、私はいかがなものかなと。今年はやりましたけれども、そういうふうには思ひます。そういうふうなところもなぜ出てくるのかというのと、実際の状況をしっかりと把握していかないんじゃないかと、情報がちゃんと町長が考えているほどの情報ですね、思ひがですね、職員に伝わっていないのではないかと、こういうふうには思ひますので、是非、情報提供の仕方についてはもう一工夫をお願いしたいというふうに思ひます。以上です。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

一般家庭の支出を収入に合わせて考えているというふうなことで、私もその点は分かります。しかし、町としてはですね、起債の償還が八億余りあるわけですね。それから人件費が六億余りあります。それから物件費が五億あります。それから扶

助費等が三億余りあります。そういうのはですね、なかなか削るわけにはいかないわけですよ。人件費は、職員の給料を減額するとそれなりに下がるでしょうけれども、そういうその下げられないものもありますので、そういうところをしっかりと把握をして、おっしゃるように合併しなかった時のことも同時に用意をしていきたいと、こう考えております。

それから職員については、おっしゃられて初めて分かり得たこともあるんですけれども、十分注意をし、また職員の周知についてはもう一工夫させていただきたいと思えます。

議長（川村章雄） これで一般質問を終わります。
しばらく休憩をします。

—	休憩	午後	零時	二分	—
—	再開	午後	一時	十五分	—

議長（川村章雄） 午前中に続き会議を開きます。

日程第五、議案第五十六号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（松永一誠） 議案第五十六号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

人事院は去る八月八日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する勧告を行いました。この勧告の内容は、一つ、官民給与の較差二・〇三%を是正するため、給与勧告制度創設以来初の月例給引下げ改定を行いました。二つ、配偶者にかかる扶養手当の引下げ、子等のうち三人目以降の扶養手当の引き上げ。三番目として期末手当を〇・〇五月分引下げ。四番目として、三月期の期末手当を廃止し、六月期と十二月期に再配分。併せて、期末手当と勤勉手当の割合を改定となっております。今回の勧告により、公務員の年間給与は四年連続の減少となり、国家公務員一人平均十五万円、一・三%の減となります。

人事院は勧告に関して、民間においては景気低迷の長期化により、ベースアップの中止や賃金カット、リストラ等、厳し

い状況にあり、完全失業率が過去最高の水準になる等、経済情勢も引き続き悪化している中、幅広く調査を行い、各界、国民各層から意見を聴取し、給与の改定については様々な角度から検討を重ねたとされています。これを受けて勧告どおり実施が閣議決定され、国会に提出された「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が十一月二十一日に可決成立し、公布されました。つきましては、本町職員につきましても国家公務員に準じて給与等の改定を実施したく、ここに「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」をご提案いたしました。

それでは改正案の内容について、ご説明いたします。

平成十四年度の改正を第一条、平成十五年度の改正を第二条として二段階方式で改正をするものでございます。

まず第一条でございますが、職員の給与に関する条例の十四年度の改正でございます。第九条第三項の改正は、扶養手当の配偶者に係る支給額を月一万六千円から一万四千円に、子等のうち三人目以降の支給額を月三千円から五千円に、それぞれ改正するものでございます。第十七条第二項の改正は、三月期の期末手当の支給割合を百分の五五から百分の五〇に改正するものでございます。附則第六項から第十項までの特例一時金を廃止するものでございます。別表第一及び別表第二の給料表を別表のとおり改めるものでございます。

次に、第二条でございますが、職員の給与に関する条例の十五年度からの分の改正でございます。第十七条の改正は、期末手当について三月期分を廃止し、六月期の支給割合を百分の一四五から百分の一五五に、十二月期の支給割合を百分の一五五から百分の一七〇にそれぞれ改めるものでございます。また、後段の改正は在職期間の区分に応じた支給割合の改正でございます。第十八条の改正は、勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の六〇から百分の七〇に、十二月期の支給割合を百分の五五から百分の七〇にそれぞれ改正するものでございます。

附則第一項は、施行期日を定めております。

附則第二項は、給料月額等の切り替え等を定めております。

附則第三項は、異動者の号給等の調整でございます。

附則第四項は、号給の基礎を定めています。

附則第五項は、十五年三月期に支給する期末手当に関する特例を定めております。

附則第六項は、十五年六月期に支給する期末手当に関する経過措置でございます。

附則第七項及び第八項は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正等でございます。

附則第九項は、規則への委任でございます。

以上、改正案についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

四番（立石隆教） この改正によりまして、大体年間にどれぐらいの減額、小値賀町全体としてどれぐらいの減額になるのか、お伺いをします。更にもう一点、特別職については今回見送っているようですけれども、そう判断した理由を聞かせていただきます。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えをいたします。

今回の勧告による改正によりまして、一般会計で八百十五万六千円、特別会計で三百十六万四千円、総額で一千百三十二万円の減額となります。

それと、特別職についてでございますが、期末手当につきましては、職員に準じまして〇・〇五月、十四年度減額になります。十五年度につきましては、職員の場合は期末勤勉手当に三月分の期末手当が再配分になりますが、特別職につきましては、期末勤勉手当のみ支給されておりますので、三・二五月に減ります。そういう関係で、国・県からの通知によりまして、十五年度は減るわけですね。そういう関係で、それについては期末手当を〇・二五月の減ではなくて〇・〇五月減に留めた方がいいんじゃないかというような通知もあっておりますので、その点につきましては、北松の町村会等で今後調整があるものと思えますので、それを見極めたいと思います。それと、報酬の件ですが、各町村とも今回は引き下げを見送ろうということですが、宇久については、〇・二%引き下げというふうな検討もあっているようにございますが、職員につきましては、平成八年ごろから三カ年程度、毎年勧告で引き上げがっております。ここ二、三年は据え置きとか、今回は引き下げになります。しかし特別職の報酬については平成八年の四月一日以来、据え置いておりますのでその点は今後ですね、北

松の町村の動向等も考えてから検討いたしたいと思えます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 特別職の報酬、議員の報酬についてもそうですけれども、大体近隣の町村に比べてもけっこう低位にありますよ、低いところですね。そういうことも一つの判断の、今回見送っている判断の材料だったのかなとも思うんですが、そういうことも考慮されてるんですか。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えいたします。

小値賀町の場合、北松の他の町村と比較しましても、低位にあります。その点も考慮いたしております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十六号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十六号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五十七号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(松永一誠) 議案第五十七号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

診療所医師の給与につきましても、一般職の給与改定に合わせて、人事院勧告に基づき改正したいというものでございます。附則第一項は、施行期日を定めております。

なお、今回の改正は改正前に対し、平均二・一六%の減額でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十七号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十七号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十八号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

教育次長(平野久之) 議案第五十八号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案について、ご説明します。

今年七月から着工いたしております中村の教員住宅B棟が、来年二月末には完成いたしますので、住宅使用料の改正について、ご提案いたしました。

使用料につきましては、今年二月に完成いたしましたA棟と規模等が同じなため、一階の妻帯者用は二万五千円、二階の単身者用は一万七千円で同額といたしました。

よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(川村章雄) 立石議員

四番（立石隆教） 既に昨年出来ましたA棟と比べて同じ造りであります。妻帯者用のところに間仕切りを作っております。それが少し変わっておりますが、そのことにおいてですね、A棟に入っている人とB棟に入っている人、これから入るであろう人と金額に差がないということについて、問題は生じないでしょうか。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） 間仕切りがあるかないかの違いですが、面積等は変わりませんので問題はないと思っております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十八号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十八号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(西 浩三) 議案第五十九号について、提案の理由及び条例の内容をご説明いたします。

小値賀町簡易水道事業給水条例につきましては、平成十年に法律改正による旧条例の全部改正を行っておりますが、今回の一部改正も水道法の改正に伴うものでございまして、ビル等の建物内の水道、いわゆる貯水槽水道の衛生管理については、従来より保健所や住民課等の衛生行政の規制を受けてきましたが、管理不徹底に起因する水質の劣化や衛生上の問題が全国的に発生し、水質面での不安を感じる利用者が多いため、水道事業者が適切な管理を促す実効性のある仕組みを作るよう水道法が改正されましたので、従来の小値賀町簡易水道事業給水条例にその規定を追加しようとするものでございます。

この改定により、貯水槽水道の管理に水道水の供給者として、町の水道が直接関与出来ることになり、今後予定されています衛生行政からの権限移譲と合わせて、積極的な対応が可能となります。

これより改正の内容をご説明させていただきますが、従来の第六章を一章繰り下げ七章に、新たに第六章として貯水槽水道の文言を、第三十八条(町の責務)及び第三十九条(設置者の責務)の二条を追加し、従来の三十八条(委任)を四十条に繰り下げるものでございます。

第三十八条第一項の中で、水道法十四条二項五号に定める貯水槽水道とありますが、水道水の供給を受ける水槽の大きさにより、二種類ありまして、十トンを超えるものを新条例第三十九条一項の簡易専用水道と三十九条二項の簡易専用水道以外の貯水槽水道、一般には小規模貯水槽と言われる二種類に区別されております。第三十八条第一項は、町長は、管理上の問題があると認められた場合、設置者に対し、清掃や管理の充実に理解を求める「指導」や「助言」「勧告」を行うことが出来るという規定でございまして、第二項は、設置者に対して管理基準や管理方法や、残留塩素の有無等の情報提供を、利用者に対しては検査依頼があった水質検査の結果の提供等を町の責務として行うよう規定しております。

第三十九条(設置者の責務)、第一項で、簡易専用水道とは水道水の供給を受ける十トン以上の受水槽を設置するものですが、その設置者は、水道法の定めるところにより、水槽の一年以内ごとに一回の清掃、水質検査の実施及び管理状況の受検等を責務として義務付けています。第二項は、一項以外の小規模な貯水槽水道の設置者についても、長崎県が定めている

「小規模簡易専用水道の維持管理指導要綱」に基づいた管理を行うよう求めております。

附則では、施行日を平成十五年四月一日としております。

なお、本条例に該当する町内の貯水槽水道設置者については、現在北松西高校など七施設を把握しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

四番（立石隆教） 三十九条の二ですね、「その管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。」というふうにありますが、この検査というのは定期的に行われるおつもりですか。それとも抜きうちとか、それからまた両方兼ねてやるというふうなつもりであるのか、その辺の検査の体制についてをお伺いします。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） 第三十九条第二項はですね、こちらが行う、これは先程言いましたけど、小規模の水槽を持っている設置者が受けなければならないというような規定でございまして、もう少し申し上げますと、これは努力目標といいますが、そういうことになっておりますので、なお第一項は、これは罰金がございまして、水道法で五十四条の八号というところに百万円以下の罰金ということになっておりますが、十トン以下の小さいものにつきましては、現在のところ努力目標といえますか、そういうことで努めなければならないとそういうふうな表現になっております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） それでは、町の責務のところでは、町の方から積極的に言うことは、別に定められてはいない。それで、運用についても今のところ定期的に行うとか、そういうものも決めてはいないということですね。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） その通りでございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六十号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（松永一誠） 議案第六十号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてご説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法は人口の著しい減少により、地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備が他の地域に比較し低い地域について総合的、計画的な対策を実施するため、必要な特別措置を講ずることにより、地域格差の是正を図ることを目的に制定されました。

この法律の定めるところにより、「小値賀町過疎地域自立促進計画」を定め、基本事項を計画的に推進しているところですが、計画の変更、事業の追加、中止等、計画全体に及ぼす影響が大きいのについては、県知事と協議し、議会の議決を経て県知事と内閣総理大臣に計画書を提出することになっております。この度、計画の一部に変更が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容としましては、自立促進施策区分、一、産業の振興（三）経営近代化施設農業で、経営構造対策事業、園芸ハウス（研修用ハウス四棟）（育苗ハウス四棟）、研修棟一棟、農機具一式他を追加挿入し、過疎債を借入申請し、担い手公社の施設を整備することで、農業振興を図るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十九号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第六十九号についてご説明いたします。

小値賀小中学校教職員住宅建築工事については、去る七月二十三日に入札を行い、株式会社友建設が落札し、その後、契約案件の議決を受け、現在の契約額は七千九百八十万円となっております。

契約後の工事進捗に伴う設計変更、出来高精算等により、事業費の増額調整が必要となりましたので、本工事費で八十六万円、消費税分四万三千元、合わせて九十万三千元を現契約額に増額し、八千七十万三千元で随意契約により工事請負契約を変更したく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により、本案をご提案申し上げます。

次に、工事費の増額内容をご説明しますと、本工事で建築中の住宅の南側と北側に自由勾配側溝五四・六mを新設、既設の側溝と接続し、雨水対策をいたします。また、奥の住宅との間の道路の舗装六四・三㎡の追加、高さ一・五mのフェンス十四mの延長を考慮しております。

現在の工期は七月二十九日から二月二十三日までとなっておりますが、工事は順調に進捗しておりますので、増工、増し工事による工期延長の必要はなく、予定通り完成できるものと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十九号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十九号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	五十四分	—
—	再開	午後	二時	十五分	—

議長（川村章雄） 再開します。

日程第十一、議案第六十一号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（松永一誠） 議案第六十一号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）についてご説明いたします。

総務課長

この度の補正額は歳入、歳出それぞれ四千九百万円を追加し、予算総額を二十五億七千四百万円にするものでございます。補正の主な要因は、地方交付税の計上による繰入金等の財源調整、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の補正、また各事業の国・県の補助採択による追加補正、入札や事業の変更による補正が主な内容でございます。

第二条『地方債補正』は、新規として国の恒久減税の補填のための減税補填債、また変更分は漁港事業の工事費の変更によるものと、魚礁施設整備事業の入札によるもの、また小値賀小中学校教職員住宅建設工事は、補助対象外事業にも辺地債が充当されたための補正でございます。

それでは補正予算事項別明細書により補正予算の概要をご説明いたします。

歳入から申し上げます。

第一款・町税、四項・町たばこ税百六十一万五千円減額。

第七款・地方交付税一億八千六百九十五万五千円増額。普通交付税を一億六百九十五万五千円計上、これで十四年度普通交付税十九億三千三百九十五万五千円の全額計上でございます。特別交付税は八千万円計上しております。

第十款・使用料及び手数料、一項・使用料三十八万円増額。

第十一款・国庫支出金、二項・国庫補助金七十五万四千円増額。三項・委託金七十三万七千円増額。

第十二款・県支出金、二項・県補助金二千一万六千円増額。四目・農林水産業費県補助金の一節・農業費補助金に担い手公社の経営構造対策事業費補助金一千八百五十三万円を計上しています。三目・水産業費補助金四百二十九万三千円減額は、事業費の変更による補助金の調整でございます。五目・商工費県補助金は、小値賀交通の運行補助金として赤字分の二分の一の四百九万七千円を計上しております。三項・委託金五百九十九万三千円減額。四目・農林水産業費委託金の県営担い手育成畑総事業換地事務委託金四百三十一万円減額が主でございます。

第十五款・繰入金、一項・基金繰入金一億七千二百万円減額。地方交付税の計上と今後の財政状況を勘案し振興基金に一千二百万円、減債基金に一億六千万円それぞれ繰り戻すものでございます。

第十七款・諸収入、四項・雑入三万三千円減額。

第十八款・町債一千九百七十九万九千円増額。

歳出を申し上げます。

第一款・議会費四十一万三千円減額。二節・給料、三節・職員手当等、四節・共済費の補正は給与改定に伴う人件費の補正でございます。以下、総務費から各項においても同様の人件費の補正につきましては主に給与改定に伴うものでございますので説明を省略いたします。

第二款・総務費、一項・総務管理費二千六百四十八万円増額。四目・財産管理費の二十五節・積立金は、普通交付税で措置された二千七百八十八万五千円を振興基金に積立てるものでございます。二項・徴税費四十五万六千円減額。三項・戸籍住民基本台帳費二百四十二万円減額。五項・統計調査費百七十八万四千円増額。二目・国土調査費、十三節・委託料百九十六万五千円増額が主でございます。六項・監査委員会費十万円減額。

第三款・民生費、一項・社会福祉費四十二万六千円減額。三目・老人福祉費の生きがい活動支援サービス事業委託料三百二十八千円減額は、利用者が予想より少なかったためでございます。二項・児童福祉費百三十四万九千円増額。

第四款・衛生費、一項・保健衛生費三百六十六万一千円増額。一目・保健衛生総務費の国保診療所特別会計繰出金三百万円増額が主でございます。二項・清掃費四十二万七千円減額。

第五款・農林水産業費、一項・農業費三千五百九十四万二千円増額。三目・農業振興費、十九節・負担金補助及び交付金の農政ビジョン推進特別対策事業費補助金六百六十一万円は機械化体系を、また経営構造対策事業二千五百五十一万七千円は、研修ハウス四棟をそれぞれ県補助金により整備いたします。また二十四節・投資及び出資金に六百九十八万八千円の出資金を計上、これらにより担い手公社の機能を充実して、農業振興を図るものでございます。五目・農地費、十三節・委託料の県営担い手育成畑総事業換地事務四百二十三万三千円減額は、事業の変更により次年度に繰り延べするものでございます。二項・林業費二万円減額。三項・水産業費一千五百六十二万一千円減額。四目・漁港建設費、十五節・工事請負費一千四百七十七万五千円減額は、前方、浜津、柳、地域水産物供給基盤整備工事の各漁港ごとの工事の調製によるものでございます。また、小値賀、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事は、小値賀漁港の工事実施に伴う減額分を野崎漁港へ流用するものでございます。十九節・負担金補助及び交付金二百十五万円減額は、県営漁港工事の事業費の変更による負担金の増減でございます。

第六款・商工費一千九万六千円増額。一目・商工総務費で小値賀交通運行補助金八百十九万六千円を計上しております。赤字補填の補助金でございます。三目・観光費でながさき島の自然学校補助金百九十万円を計上しております。

第七款・土木費、一項・土木管理費五十六万四千円減額。二項・道路橋梁費二百十四万円増額。

第八款・消防費百十八万二千円増額。二目・消防施設費、十一節・需用費八十万円は、防災無線、防火水槽、消防詰所の修繕料でございます。十五節・工事請負費は旧第八分団消防詰所の解体費でございます。

第九款・教育費、一項・教育総務費八百九十三万七千円減額。二目・事務局費、十五節・工事請負費は、小値賀小中学校教職員住宅建築工事の入札による減額でございます。三項・斑小学校費十四万九千円減額。四項・小値賀中学校費四十七万四千円増額。六項・幼稚園費三十九万七千円減額。七項・社会教育費百八十四万二千円減額。二目・公民館費に柳地区公民館階段補修工事補助金六十三万八千円を計上しております。三目・総合センター費三百四十六万一千円減額は、白蟻駆除消毒委託料の入札による減額でございます。八項・保健体育費二十九万円減額。総合体育館白蟻駆除消毒委託料三百七十二万円の減額は、入札による減額でございます。新たに若者交流センターと総合運動公園の白蟻消毒委託料三百二十三万円を計上しております。

第十一款・公債費、減債基金の繰り戻しによる財源調整でございます。

第十二款・諸支出金、渡船事業特別会計繰出金二百万円減額は、十三年度の渡船事業会計の繰越金が予想より多かつたためでございます。

第十三款・予備費四万六千円を減額し、予備費総額を一千二百六十八万円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。
なお、ご質疑に対する答弁はそれぞれ自席から行わせていただきます。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第七款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十款・使用料及び手数料

横山議員

三番（横山弘蔵） 運動公園の施設使用料が四十六万五千円、これは使用料が増えた何か主な原因についてお願いします。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） お答えします。

若者交流センターの利用客の増加による増でございませう。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十一款・国庫支出金

立石議員

四番（立石隆教） 国庫支出金の母子保健強化推進特別事業補助金について、説明をお願いします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

この事業は、国の新しい事業でございまして後で出てきますけれども、育児サークル運営事業費に充てるようになっておりました、これは保育所、幼稚園に通所していない幼児三歳未満と母親を対象に、週一回親子で遊べるゲーム等を通して親子で触れ合いながら楽しく過ごせる時間を確保することと、またお母さん達がゆっくり育児についてお世話できることも目的の一つとして今度出来た事業でございまして、事業費につきましては後で出てきますけれども、賃金で四十五万四千円、需用費で十万、備品購入費で二十万を充てております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十二款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十八款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・総務費

二番（伊藤忠之） 十一節の需用費の説明をお願いします。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えいたします。

この修繕料は、庁舎の浄化槽の修繕料が三十四万円、冷暖房用の油タンクの調査修繕料が八十九万三千元でございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第三款・民生費

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 三目ですね、老人福祉費の中で十三節の委託料で、先程課長の説明では生きがい活動サービスとか、利用者の減少ということで説明がありましたけども、もう少し詳しい内容をお願いします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

生きがい活動支援通所サービス事業ですけれども、この事業は介護保険で自律と認定された方及び同レベルの方に対して介護予防のための通所サービスを行っている事業でございます。笛吹地区は社会福祉協議会、前方は前方ふれあい館、

そして大島の和楽苑ということでも三カ所で実施いたしておる事業でございまして、大体登録者が三ヶ所で百十九名おりまして、減の原因につきましては前方地区の方の利用がまだ少ないということと、笛吹で行っても社会福祉協議会で行っております方が、お盆と祭りの時期にどうしても少なくなるということでも減額させていただいております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第四款・衛生費

立石議員

四番（立石隆教） ここにある賃金と備品、需用費そういうものが先程国庫支出金のところで、母子保健強化推進特別事業というものの歳出の部分だろうと思いますが、この事業、該当している、利用している方々の人数はどれぐらいですか。週に一回ぐらいつ開いているということでしたが、お知らせください。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

現在のところ、登録者が大人で二十名、子供で二十五名の方が登録されております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第五款・農林水産業費

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 二目・農業振興費の中で、経営構造対策事業、これは先程担い手公社関係の対策事業と思えますけども、その過疎自立促進法の計画にこれをみますと、ハウスが全部で八棟、研修棟が一棟、あとは農機具となっておりますけども、この設置の場所等をまずお願いします。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

用地設置場所の用地の確保につきましては、笛吹郷字広平三〇二番地の一他三筆の畑と青線の九二へーべの合わせまして

六〇五五へーベを担い手公社で購入するということにいたしております。

議長（川村章雄） 伊藤議員

二番（伊藤忠之） 場所はわかりましたけれども、けっこうな施設でございますので、現在指導員一名、それから研修員が四名、それから女の人が二名の十四人で働いておりますけれども、今まで通りの作物を作るのか、それともまた新たな新規作物を作るのか、その予定があれば、ご承知であればよろしく願います。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 研修ハウスにつきましては、低コスト型の対候性のハウス四連棟を建てるようにいたしております。それから、作物につきましては、一応トマト、それからアムスメロンなどを隔年栽培をいたすようにいたしております。

議長（川村章雄） 伊藤議員

二番（伊藤忠之） 最後の農機具一式となっておりますけれども、これは今まで購入したのとは別な農機具を購入するわけですか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

農機具につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。新たにセルトレイ播種機、それからハーベスター、バインダー、全自動移植機、コンハーベスター、運搬トレーラー、プレハブ冷蔵庫、高圧洗浄機、コンプレッサー等を整備するようにいたしております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第六款・商工費

横山議員

三番（横山弘蔵） 観光費の補助金、ながさき島の自然学校ですね、百九十万円。これの内容について説明をお願いします。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

ながさき自然学校で国際音楽祭を計画しております。これが第一回目既に終了をして、第二回目の計画が今進められておりますけれども、これに県の補助金で二十一世紀町づくり推進総合補助金というのがございます。これが四百九十五万円、交付決定がきております。県としては、非常に音楽祭の計画としては地域づくりに繋がる、あるいは観光交流人口に多大な成果があるだろうというふうなことで、初めて申請をしておりますけれども、付けていただいております。その中には音楽祭に限らず、自然学校の他の事業も含めての四百九十五万です。一応、音楽祭にしては、そのうちの三百九十万がそのイベント、音楽祭に伴う補助金だというふうにご理解いただきたいと思えます。そこで、小値賀町の予算としても音楽祭に充てたものは百五十万、ただいまあります。従って両方合わせてですね、総事業費的には一千三百万ぐらいを予定をしておりますけれども、そのうちに三百四十万の県補助金、そして町が県と同額の三百四十万を補助しようとそういう補助金でございます。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 町の活性化に繋がるものと私も思いますが、同じような内容の事業を年二回やるというのはかなり積極的といえば積極的でもありますけども、なかなかいろんな問題も含んでいると思えますけども、現在も生徒の募集をかけてですね、その状況はいくらか出ておりますか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 今回はですね、二回というのは特別だろうというふうに思います。第一回で多分今年度は終わりとというふうに私達もそういうつもりでございましたけれども、第一回目ですね、反省会を講師を交えてスタッフを交えて反省会の中でですね、次回に向けていろいろ課題を出し合いました。次の計画に向けての話し合いをしたわけですけれども、講師の都合と受講生の都合ですね、これがどうしてもゴールデンウィークじゃなくして春の春休みの期日がいいんではないか、あるいは四月にまたがってでもいいのではないかとというようなことがありました。そういうことで進めておりますけれどもですね、二つの年度にまたがることは都合が悪いというようなようになっています。そういうふうなことになっております。現在募集生としては五名の方からの問い合わせがあつておりまして、応募者は一名というふうなことになっております。ただ、その中でもですね、昨年からいろいろ第二回目も絶対来るといような方もいらつしやいますので、現在のところ四名ぐらいは確実かなというふうに思っております。あと、この年を明けてからですね、各地からの情報もいくらかはあ

りますので、これに二〇名を予定しているわけですが、これに近い応募はあるというふうを考えております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第七款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・教育費

立石議員

四番（立石隆教） 保健体育費でございますが、そこに総合体育館の白蟻の消毒委託料減額でございます。この予算を通した時にかなり高い金額だなということで、議会一同ですね、こんなかかるのかということによって審議をしたのを思い出しますけれども、半分近く減額ということになっておりますが、その内容を説明して下さい。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） 当初の見積りは業者からも見積もりはもらいましたが、東京の方の社団法人白蟻協会から資料をもらって、それではじいた金額が前の金額です。なぜ、落ちたかというのは入札で約半分ぐらいに落ちました。入札ですから、あとの詳しい内容は分かりませんが、入札で落ちたためです。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 入札をかけると半分ぐらいになるんですかね。大丈夫なんですか。ちゃんとしてもらったんでしょうね。あるいは逆にその元々計算の仕方というのが非常にあまい形でされているんでしょうか。どうもこう、いくら入札をかけたから若干減りましたというのは分かるんですけど、こんなに極端かなという疑問も拭えないんですが、その辺のところはどのように解釈しているわけですか。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） 見積りをもらったんですが、その見積もりの内容と私も設計はしたんですが、その中に予算の見積

りとはちよつと合点のいかないところがありました、福岡の白蟻協会に電話したりとかいろいろあちこち内容を聞きました。それで、例えば、うちの総合センターの場合には面積が一階、二階、三階とある面積を全部合算しているんですが、例えば一階の分は分かるんですが、二階の分は和室の部分があつて、あとはコンクリートの部分ですね。コンクリートの部分は必要ありませんので、窓枠等が木部がありますので、その木部の分はいくらということ聞いたもんですから、それであげて、面積からすれば業者の見積もりよりも少し若干下がっております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 前回の議会においても、随分指摘をされたことがやはり頭にひつかかつてですね、次長も一生懸命努力をしてこれは少し抑えなければいけないなという思いでやっていただいたとすると、我々の審議も生きたなあというふうにして思っておりますので、それはそれとして理解をさせていただきます。それで減額をした額がそっくり若者交流センター、それから運動公園の消毒委託料と新たに出て、前回の予算の中で他のところまでやれたということだろうと思いますが、その前回審議の中で若者交流センターはどうか、それは大丈夫ですという答弁がありました、これは転ばぬ先の杖で消費されたんでしょうか。状況をお知らせいただきます。それから、総合運動公園、白蟻防除消毒委託料という内容について、これは体育館の方は先程のことで理解をいたしました。運動公園の委託料について、新たにこういうところも必要だということをやったんでしょうから、その説明をお願いします。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） 若者交流センターにつきましては、白蟻が入っているということで、見積りというよりも面積で今の体育館の請負率で計算しました。今度は運動公園の白蟻は県道から少し入ったところに松の木があるんですが、松の木の切り株のところは白蟻の巣があるということでも聞いたものですから、それに松の木には白蟻がつくということで、周りがずっと松の木があるものですから、白蟻の巣はそれ一ヶ所ではないということ、また夏場にテニスコートに電気が照明が点きますので危ないということ、その防除の為にすることにしました。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

黒崎議員

五番（黒崎政美） たばこ税ですけども、百六十一万五千円。減額補正しておりますが、なぜ今、減額補正しなければならなかったのかということと、先程立石議員から質問のあった母子保健強化推進特別事業補助金、これは私は予算化するのが遅かったんじゃないかと、一部執行している部分もあると聞いておりますが、どういうわけでそういうことになったか、意見をお願いいたします。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（山田憲道） たばこ税について、減額についてはですね、一応実績が減に下がったということによって上げております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） それは分かりますけど、今月ではなくして三月だとか、例えば五次補正だとか、はっきりした数字ば上げられたはずですよ。だから、今月になぜ減額をしなければならなかったのかと。他でもいいんじゃないか、後からでもいいんじゃないかという疑問がありますんで、お尋ねしたわけです。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（山田憲道） 現在でけっこう減額になっているわけですが、最後でよかったということですが、今回一応上げてですね、多分精算ということにはなると思うんですが、そんなにはですね、見通して大体このぐらいでいいだろうということによって上げております。すみません。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） もうそれ程狂わないと、これがほぼ正確、この数字だろうという自信があつて減額されたということ

すね。そういうふう理解してよろしいですね。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（山田憲道） 一応、そういうことで理解していただければと思っております。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

母子保健強化推進事業でございますけれども、これは国庫補助でございますして、新規事業ということで四月に国へ協議をあげまして七月末に内示がきております。それからまた事業内容等を修正しましたので、九月議会にちよつと間に合いませんでした。それで、今回上げさせていただきました。どうもすみませんでした。

事務費につきまして、一部予算を使わせていただいております。大変申し訳ございません。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 一項、二目・老人福祉費の中で、先程説明がありました生きがい活動支援デイサービス事業の委託料の減額の説明を聞きましたが、その中に前方の方の利用者が少し少ないということも一つの原因だということでおっしゃいましたが、大体今利用者の数というのは、どれぐらいですか。前方の方だけです。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

前方地区でございますけれども、三十六名の登録者がございまして、十月まで七ヶ月間で三〇二名の方が来ておりまして、大体一月四十三名の方が利用をいたしております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 三十六名の登録があつて月四十三名というのは、登録以外の方々も来られているということですか、それとも四十三名は延べ数ですか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 延べ数でございます。大体三十六名ですね、一回にはできませんので、二週間に一回、ローテーションで組んでおりますので、そういうふうになります。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） それでは三十六名中、大体いつも来られているのは何人ぐらいですか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 大体四回ぐらい実施しておりますので、一週間に大体十名ぐらい来て参加しております。

議長（川村章雄） 歳入歳出全般について、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十一号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

この表決は起立によって行います。

議案第六十一号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

(賛成者起立)

議長(川村章雄) 起立全員です。

したがって、議案第六十一号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前十時より開議します。

― 午後 三時 七分 散会 ―